

## 第2回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会 議事録

日 時：平成25年8月29日（木）午後1時30分～午後4時30分

場 所：松阪市役所 市議会事務局 第3・4委員会室

出席委員：伊藤義信、上田美菜、大西佐代子、岡山千香子、落合泰子、亀井美香、河原洋紀、  
酒徳和夫、世古佳清、瀬田正子、竹林文平、谷口理恵、堤 康雄、中川義文、中沢 薫  
二井英二、八田久子、深川誠子、安田尚樹、中田雅喜、森本義次、山路 茂

欠席委員：佐藤祐司、竹内房生、中村麻貴、平井 香、加藤義明、小阪久実子、

事務局：中島秀雄、中田順也、世古元志、永田まち子、濱田壽々子、上阪伸子、梶 辰輔、  
南野忠夫、西嶋秀喜、青木覚司

オブザーバー：療育センター機能訓練士 倉田信也

傍 聴 者：0名

事 項：1. あいさつ

2. 報告事項（前回の検討委員会の質問に対する回答）

3. 検討事項

（1）新療育施設の役割・位置づけについて（資料参照）

（2）新療育施設の事業メニュー・人員配置について（資料参照）

4. その他事項

（1）第2回新療育施設を考える集い（市民意見聴取会）について

日時：平成25年10月27日（日）午後1時30分から

場所：松阪市産業振興センター3階研修ホール

内容：新療育施設整備(案)について

（2）パブリックコメント及び地域中間説明会について

ア パブリックコメント

期間：平成25年10月21日(月)～31日(木)

イ 地域中間説明会

対象：徳和地区及び神戸地区

日時：平成25年10月19日(土)又は20日(日)

（3）就学前・就学期児童保護者との意見交換会について

日時：平成25年10月28日(月)から31日(木)までの期間内で  
2日間

（4）次回検討委員会の日程について

日時：平成25年9月26日（木）午後1時30分から

場所：松阪市役所本庁 5階正庁

経 過

### 【事務局】

定刻になりましたので、ただ今より、第2回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところ、当委員会にご出席を頂きましたこと、誠にありがたく

思っております。

それでは、規則に従いまして、委員会の進行は委員長にお願いすることになりますが、本日、委員長は都合が悪いということで、安田副委員長に本日の進行をお願いすることになっております。副委員長さんよろしくお願い致します。

#### 【副委員長】

本日、委員長の佐藤先生が所用ということでお電話をいただきまして、職務上の代行ということで、前回副委員長に選任されております安田といいますが、本日議長を勤めさせていただきます。宜しくお願いします。

それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。まずは、前回の検討委員会での質問に対する回答で、〇〇委員からの質問がありました。事務局のほうで説明を宜しくお願いします。

#### 【事務局】

それでは、事項書の報告事項に入らせて頂きます。まず、お手元の資料でございますが、本日の資料は、いくつかございますので先にその確認をさせていただきたく思います。まず、事項書が一枚目、それから検討課題1というのが一冊ございます。次に検討課題2というのがもう一冊あるかと思っております。あとA4版の一枚もので「人員配置についての提案（施設管理総務系事務を除く）」というのがあるかと思っております。あと参考資料というかたちで事前にお配りさせて頂いております。また、本日追加分として、前回の委員会の会議録もお配りさせていただきました。

それでは、報告事項に入ります。まず、〇〇委員から前回の検討委員会において、2点ほどご質問がございました。まず、一つ目はパブリックコメントの件と、二つ目は各委員さんの任期が1年で終了するというので、その後の設計段階以降の確認はいかかなものかということで、ご質問を頂戴しております。

それに対する回答という訳ではございませんが、その後こちらで協議させていただきましたことをご報告させて頂きたいと存じます。

まず、パブリックコメントの実施につきましては、本日事項書の4番目のその他事項にあげさせていただいておりますが、パブリックコメントにつきましては、実施していきたいと考えています。市民の方に公表し、多くの意見を賜りたいと考えております。また、その内容の結果につきましては、その直後の検討委員会にその集約したものをご提示し、検討していただくという段取りにさせていただきたいと考えております。

二つ目でございます。設計段階において確認の手段をどうするのかなということでございますが、まず、今年の検討委員会で答申をいただきました内容をもとに、平成26年度の予算でまず設計業者の選定に入らせて頂くことになるかと思っております。選定の結果の基本設計の出来上がった段階で今回の検討委員会のメンバーの中でご都合のつく方について、ご相談させて頂いて、基本設計の中をみていただきたいと営繕課とも相談して、その段取りをさせていただきたいと考えております。以上です。

#### 【副委員長】

〇〇委員、今の事務局からの説明でご納得いただけましたでしょうか。

**【委員】**

2点目のほうですが、ご都合のつく委員ということでしたが、委員はなく、辞令で委員の任期が切れているのに、どう扱うのですか。

**【副委員長】**

事務局、いかがですか。

**【事務局】**

松阪市においては、公共施設を建てる場合においては、福祉課が所管しているバリアフリー推進チームがあり、そのチームを通じていろいろな形でチェックしてもらおうというようなルールがございます。そのルールに従って、行うものその一つかと思いますが、検討委員会としても必要と考えますので、任期はきれておりますけれども、その点の取扱いについて、もう一度、相談させていただいて、できるだけそういう機会を設けていきたいと考えているところでございます。

**【副委員長】**

行政のほうを検討して、次回以降でそれなりのコメントが頂けるいうふうに解釈しましたが、〇〇委員、それでよろしいでしょうか。

**【委員】**

結構です。

**【副委員長】**

それでは、本日の検討事項、事項書3の検討課題に入りたいと思います。まず、1番の新療育施設の役割・位置づけを、議題とします。事務局より説明願います。

**【事務局】**

それでは、本日の検討事項ということで、2点ありますうちのまず、第1点目でございます。新療育施設の役割・位置づけについて、本日の検討課題1という冊子をご覧いただきたいと思っております。すでに事前にお配りさせていただいておりますので目を通していただいているかと思っております。今回、私ども事務局から、今後、会議におきまして、それぞれ資料といたしまして提案というかたちで出しておりますが、あくまでも検討委員会の中でいろんな議論をしていただくということを踏まえ、事務局から提案という形をとらせていただいておりますので、各委員さんのなかで互いに議論をしていただければありがたいなという思いをしているところでございます。

まず、役割、位置づけにつきましては、基本的な事項として、まず、現在の療育センターは、児童福祉法に基づきまして児童発達支援という形で指定を受けています。この指定を受けているという中で、放課後デイを休止しており、実際には、設備的に非常に狭いということもあって、十分なるサービス提供をできないだろうということから、やむを得ず休止を取らせて頂いているということでございます。

基本的に今回の新療育施設の整備にあたりましては、まずは、療育センターの移転ということが一つ、それから内容を充実させるんだという基本的な軸をここに位置づけていきたいと考えて

おります。

次に二つ目としては、役割位置づけには、それなりの根拠が必要かなということ、まず国の基準、福祉施設を作るのには、つねに国が示している基準に合わせていかななくてはならないこと、それによって三重県知事の指定が受けられるということがございますので、ここに、基準たるものを列記させていただきました。

《以降、「資料1 施設の役割・位置づけ」に沿って説明》

I. 基本事項

II. 新療育施設の役割・位置づけについて

1. 障害児支援施設に関する国の基準
2. 松阪市総合計画及び松阪市障がい者計画
3. 新療育施設の役割・位置づけ（提案）

[提案1]～[提案4]

その他の資料

市民意見聴取会の意見

児童福祉法（抜粋）

**【副委員長】**

今、事務局のほうから新しい療育センターである療育施設の役割と位置づけについて1から4まで提案がありました。どの項目に関してでも結構ですので、ご意見、あるいはご要望、若しくは、追加事項等がありましたら、この場で宜しくお願い致します。なお、議事録の都合上、発言はお名前を先に述べてからいただくとありがたいという事務局からの申し出がありましたので、そのように宜しくお願いします。

**【委員】**

確認したいのですけれども、今、子育て支援センターというのがあるので、療育センターとの関わりはどのような状態になるのか確認したい。

**【副委員長】**

担当の行政委員の方で、今のご質問にお答えになられる方はありますか。

**【委員】**

子育て支援センターへ通われている方もいます。そういった中でどこまでどうできるのか検討させてもらいたいと思います。

**【委員】**

せっかくできている支援センターがあるので、それとのかかわりをどのようにもっていったらいいのか、今後は場所が全く違い場所に離れるので、それを懸念しているので、質問させてもらいました。

**【副委員長】**

そのことにつきましても、次回以降で具体的なご回答がいただけるとご納得して頂けると思いますので、宜しくお願いします。他に。

**【委員】**

いくつか教えてください。今の説明で今度の新しい施設整備というのは、療育支援、放課後デイ、それと保育園等の訪問支援、それから療育相談という4つの大きな役割があって、それを総合センター化するということだと思えます。現状、療育センターは福祉会館のところにあって通所のデイサービスをやってみえます。それに、今回新たに放課後デイとか、保育園、幼稚園の訪問、療育相談ですが、これを新たに機能として役割をそこに置くということですが、その3つの機能について現状はどのようになっているのか。放課後デイの現状は、少し調べたことがあるのですが、今は地域で放課後は家族によってみられている、あるいは、近所で友達と遊べるこども中にはいるのですが、そうではないこどもについて、地域のデイサービス事業があると思えますが、放課後のデイサービスの地域における現状、それとどれくらいのこどもたちが、デイサービスの場所で困っているのか、また、そういったところへ行きたいのかを教えてくださいたいと思います。

それと、保育園、幼稚園訪問のことですが、これは、今の現状は保育園、幼稚園で障がい児に対する保育をおこなっていると思えますが、こういう療育センターから専門家の派遣をして支援していくということが必要なのか、学校側、保育園側の実情をお願いしたいと思えます。

今回、大きく療育相談という機能をつけられているのですが、今回この計画、構想の中で一番素晴らしいというふうに思います。療育センターで通所によるサービスを充実してもらうことはもちろん大切なことですが、サービス以外でいろんな相談事があると思えますが、そういうことを受け入れるという機能を設けられることは、素晴らしいことと思えます。

それと、もう一つ教えて欲しいのは、育ちサポート室がありますが、それとの関わりは、この室はどうなるのか教えてください。

**【副委員長】**

質問が多岐にわたったので、ぬけたらごめんなさい。まず一点目、学校が終わった後に帰宅する子どもさんの中で、現状の療育センターは放課後デイサービスをしていないので、多分、行かれているとすると地域のサービスをしていただけたところということで、で、そこにどの程度の方が行かれているのかということで、よろしかったでしょうか。それについて、わかる行政の方があれば、お願いします。

**【事務局】**

現状のことですので、事務局家庭児童支援課のほうからご報告いたします。放課後デイサービスにつきましては、ご指摘のとおり、就学をしている子どもたちの放課後の時間帯をどのように過ごしていくか、というのが一つのサービスの提供であります。ですので、現在のところ児童福祉法に基づいて支給決定をされていますのが現在のところ93人程度あります。ですが実際に就学している子どもたちの数を見ますと、前回の検討委員会に参考資料として、お示しさせて頂いた中で、特別支援学級に在籍している子どもたちは、小学校で206人、中学校で68人という

非常に人数は多いわけです。この人数にプラス特別支援学校へ通学している子どもたちもいますので、これよりはるかに超えているということになります。放課後デイサービスでの支給決定をされている93人は非常に少ないのではないかとということになりますが、いろいろな形で、地域で過ごしていると聞き及んでいます。

療育センターは現在、放課後デイサービスについては、休止させていただいておりますので、この放課後デイサービスを利用したいという場合は、他に、民間で3箇所あります。定員は、総数で30人という非常に少ないわけです。そういう中での取り合いみたいになっている現状で、困りごとのひとつかなと、受け皿がなく困っている状況であると考えております。

そのために、できるだけ早く、放課後デイサービスの受け皿を確保していくことが大切ではないかと考えているところで、これは大きな課題だと思っています。

二つ目は、保育園に通園している子ども達あるいは幼稚園へ通園している子どもたちへの支援につきましても、現状としては、松阪市としてはやっていないというかたちです。公立保育園、民間も含めて、障害児保育を進めていると伺っております。

現在療育センターでは、相談があれば連携ということで職員が現場へ行きまして、話をする、あるいは、実際にこうすればということで、情報提供等を行うこともありますが、件数的には少ないと伺っています。

ですので、その必要性については、ないというよりも、むしろ必要であろうと思うのですが、提供する側の体制が整っていないのが現状ではないかと思っています。

その詳しいところについては、こども未来課の職員がおりますので、後ほど説明させていただきます。それから幼稚園につきましても、本日行政委員の中に学校支援課の方がみえますので宜しくお願ひしたいと思ひます。

それから療育相談につきましても、子どもの子育て、育ちについての相談だけでなく、その背景にある家庭の問題とか、家庭支援という問題も大きくかかわっているであろうと、これまでの家庭児童支援課を含め、福祉課の生活支援センターなり、教育委員会の育ちサポート室の相談でもそのような形で相談支援をさせていただいているというなかで、今回の整備をしようとしている施設でも、これは当然あるべき業務ではないかというかたちで位置づけをし、積極的なとらえ方をしなくてはいけない業務であると考えているところでございます。

それから育ちサポート室との関係につきましても、教育委員会の見解もございまして、学校支援課の委員の方からその点はお示しいただけると思ひます。以上でございまして。

#### 【副委員長】

それでは こども未来課のご担当の方、ご答弁をさせていただけるとありがたいのですが、

#### 【事務局】

障がい児保育につきましても、公立保育園、私立保育園で行っております。公立保育園の障がい児保育については、34年以上の歴史を踏まえていただいております。今年度でございますが、公立保育園では、加配保育士を必要としているお子さんは53名、私立で33名、合計86名みえます。加配保育士の数でございますが、53名のお子さんに対して、42名の加配保育士でございます。そして、私立は33名のお子さんに対して、22名の加配保育士が配置をされて、障がい児保育を進めさせていただいております。

各園のこどもたちの相談に関しましては、育ちサポート室とも連携をさせていただいて、臨床心理士が各園年1回程度でございますが、順番に相談を受けさせて頂いております。

**【副委員長】**

教育委員会のほうはいかがですか。

**【委員】**

今、ご指摘を頂いた現状からご報告をさせていただきます。育ちサポート室の関わりでございますけれども、教育の部分と福祉の部分とそういった部分が今までは連携をとりながらも十分な連携ではなかったということで、それぞれの部局から人員を出し、それぞれの持っているそれぞれの特徴を生かしつつ、特別支援、あるいは、障がいのある就学前の子どもを中心とした取り組みを進めているところでございます。

具体的にと申しますと、基本的には相談事業が多いのです。保護者の抱える今お持ちのさまざまな課題に対して、ひとつひとつ丁寧に臨床心理士をはじめ、担当のスタッフが相談にあたっているところでございます。例えば、相談件数は、24年度は1822回、内面接相談で658回、巡回訪問相談で704回、電話相談でのべ460回、内、障がいの相談、発達の部分、しつけ、不登校や性格、行動、進路等々、多岐にわたりながら、継続した相談を受けさせて頂いております。

また、発達検査や、幼児・児童相談の観察の実態把握、あるいは、ケース会議、特別支援教育のアドバイス、等々、育ちサポート室がそういった部分で就学前教育、また、義務教育の中にも含めて総合的に相談をし、必要に応じて教育福祉が連携をとりながら、それぞれの相談課題にあたっているところでございます。

また、同様の相談機関として、こども支援研究センターというのがございます。そこもいろいろな相談ケースに対応しているところでございますが、特別支援に関わる部分も電話相談等々で受けています。必要な部分は、育ちサポート室と連携を取りながら関係部局に繋いでいく。教育委員会、行政としての責務として、いろいろなところに相談のチャンネルがある。ここしかないのではなくて、例えばどこに行っても同様の相談が受けられて、関係のところになんか引き継がれる。相談の窓口はできるだけ多くあったほうがいいということで、多くの相談窓口をつくっていらっしゃるところでございます。

あと幼稚園の現状でございますが、本年度学びのサポーターということで、緊急雇用で3名のサポーターを園に配置させて頂くとともに、指導員のほうを必要に応じて配置させて頂いており、そういう現状でございます。

**【副委員長】**

〇〇委員、それで、よろしかったでしょうか。一応私が聞いた中で1つだけお答えがなかったというのが、放課後デイサービスのニーズに対するご質問があったのですけれども、これは先ほどのお答えのなかで、潜在的なニーズはかなりあるというような内容でご理解をいただいで、ご了解をいただいでいただけますでしょうか。

私からも一つ要望ですか、実は同じような相談を僕らも受ける立場にありまして、窓口が沢山あるというのは、確かにいいんですけど、あっちに聞いても、こっちに聞いても答えが出ない

というふうにもどうしても一般の方は思われがちになられるのですよ。それで、できたら窓口で正面に立たれる方は、各窓口のあり方ぐらいは、お電話等でお問い合わせがあったときに、ご丁寧にお答えいただくと、ご不満が少なくなるのかなと思うのと、それから、この新療育センターが立ち上がったあかつきには、できるだけ迷子のお電話が少なくなるような配慮を松阪市に求めるというような内容を意見書として出すというふうに、後から考えさせて頂くということで〇〇委員のお答えになるのでしょうか。

**【委員】** 《頷いて了承する》

**【副委員長】**

他にありませんか。

**【委員】**

先ほど〇〇委員さんからの質問で子育て支援センターのことをいわれましたが、放課後児童クラブのことではないでしょうか。

**【委員】**

希望の園のあとのところにできた育ちサポート室のことでした。今までの内容で、回答いただいたので、よろしいです。

**【副委員長】**

それでは、他にご意見等は、

**【委員】**

先ほどの回答のなかで、幼稚園に3名のサポーターがいるということですが、実際に障がい児は何人いるのでしょうか。

**【委員】**

今、花岡と三雲南で特別支援教育の教室をもっているところですが、そこにおいては、3名になっています。ただ、正確に障がいがあるという認定を受けてはおりませんが、例えばLDであるとか、DQによって少し心配なお子さんは各園にはそれぞれみえます。

**【委員】**

人数については、クリアカットではないということでしょうか。

そういう理解でよろしいでしょうか。

3人ということで、そういう教育はそんなに考えてみえないということでしょうか。

**【委員】**

特別支援教育は、それぞれの各園において、特別支援教育の視点をもった取り組みを行っております。学級として設置しておりますのは、花岡と三雲南ということでございます。



**【委員】**

何人の障がい児がいるのかということなのですが。

**【委員】**

花岡と三雲南で3人です。

**【委員】**

生徒が3人ということですか。

**【委員】**

そうです。

**【委員】**

一回確認をさせてください。

**【副委員長】**

その内容については、次回以降に正確な数字を宜しくお願いします。

**【委員】**

先ほどからの相談業務のことですが、先ほどチャンネルはどれだけあっても良いということでしたけれど、核心はどこでやるかということが非常に大事なことで、チャンネルは多くあっても、どこが最終的に結果をだすのかということ、そこへどうして繋ぐかということ、このへんのが非常に大切で、療育センターのあり方については、どこが相談のキーマンになるのかということ、それなりの示しをしていただかなくては、たらい回しになるということがあってはいけませんので、その辺をどうするか、先ほど〇〇委員から言われましたが、教育は教育、保育は保育というような意識でなく、最終的には人としてどうあるべきかということも考えて頂かなくてはと私は思うのです。

**【委員】**

誤解があると申し訳ありませんので、チャンネルが多いというのは、私ども今までいろんな方から学校支援にお電話を頂いたり、それぞれのところにお電話をいただいたりしておりますので、これについては、ここですからこちらへというような言い方は、一番大きな行政への不信になりますので、まず電話を受けたところで、しっかりお話を聴く、1時間にわたろうと、2時間にわたろうと、きっちりとお話を聴いて、聞いた方とともに、ではこれについてはどういふところがいいですねというように繋げていく。そういったことを、育ちサポートにしる、こども支援研究センターにしる、私ども学校支援課にしる、それを一番大切にしています。このことはうちではございませんので、どうぞこちらへ、今おっしゃって頂いたような たらいまわし的な、そういったことは一番に行政不信になったり、教育の不信を招くことになったりしますので、窓口ではしっかりそこでお話を聴く、お話を聴いた上で適切にコーディネートす

る。これについては、行政も入れたほうがいいですよ、これについては、このところと相談をした方がいいですよ、少しお待ちください。この担当をこちらに来ていただきますといった適切にコーディネートできるような体制が、今、必要かなということで準備をしています。

そういう意味でのチャンネルがあったほうがいい、で、その上で、問題に対して適切に対応するのはこの部署ですね、という判断をしていく。でも、多くの判断の中に、それが適切にここということができにくいときがある。そういったときにいろんなケース会議を開いて、あるいはそれに関わるサポートチームを作ったり、そういった複数の課で対応していく事案の方が、今現在多くなっている。

すみません。ここで、先ほどの園児のことですけれども、花岡幼稚園で特別支援にかかわる部分は3歳で1人、4歳児で2人、5歳児で1人、計4人、三雲南では、3歳児の3名で、計7名となっています。以上です。

**【副委員長】**

〇〇委員 よろしいでしょうか。

**【事務局】**

事務局からちょっと補足をさせていただきたいと思います。先ほど以来、委員の方々の議論は、療育相談支援についての体制についてと思っております。〇〇委員からのご説明のなかでも相談のチャンネルを多くするというなかでの取り組みの仕方を若干説明いただきましたが、新療育施設における取り組みの中では、まず、療育相談支援に関しましては、あくまでも全市的なネットワークを組まないと、的確な相談支援というのが構築できないだろうとみております。実は、障がい者計画の中でも、当初そういう話があったと記憶しております、障がい児支援の体制を教育だから、福祉だからというような話ではなくて、常に当事者を中心とした、真ん中においた支援をしていくことが大前提、大原則であるということにはかわりないので、ネットワークを組んでいく、その中で、特に療育に関する拠点施設として、児童発達支援センターを配置する、という位置づけはどうかということで、ご提案をさせていただいたという経緯がございますので補足させていただきます。

それから、第1回の検討委員会の中で参考資料として数値を示させていただいております、その中にも実は、5ページに、今日お持ちでない方はお家で見ていただきたいのですが、障がい児の幼稚園通所状況というような形で、年度末現在で数値を上げさせていただいております。平成23年におきましては、新規入園、あるいは在園、要するに引き続きということになりますが、全てで大体46名の子ども達が通園しているという記録が残っております。そして24年度におきましては、62名という数字がでております。これにつきまして再度参考資料のご確認をよろしくお願ひしたいと存じます。

もちろん、この数値の中には、先ほど〇〇委員からご説明がありました花岡幼稚園、三雲南幼稚園の合計7名の子ども達が含まれていると理解しております。

**【副委員長】**

他にございませんか。

**【委員】**

役割位置づけの中で、私からの提案ですけれども、新療育施設のイメージのなかに就業、仕事に就くということも入れていただいたらと、企業側、経営側として大切に思います。今の対象では18歳までの児童ということですが、総じて18歳、あるいは、成人となったときに最終的な目標は障がいの程度であるとか特性に応じて、仕事に就くということが一番問題になると思うのです。対象は18歳ですが、対象から外れる時点では、常に就業の問題が最も大きな問題になってくると思いますので、何らかのかたちでその障がいの特性とか、障がいに応じて、将来的な就業という項目を入れていただいたらという提案でございます。

**【副委員長】**

行政側委員のほうで答えを。

**【委員】**

基本的には療育センターといいますか、児童発達支援センターの場合は18歳未満が限定となっております。ただ、その中に相談支援員がおりますので、その方の就業について、さっきも事務局から案内がありましたが、基本的には、チームでやる、1人の子どもをみていくのに、全部のチームでやっていくということですので、療育センターにいる担当の相談員、学校、企業、それからハローワークですとか行政ですとかで、サービス会議を持たなくてはならないようになっております。ですから、その中で、途切れのない支援というのはできていく、普通はできていくというふうにされておりますので、療育センターにそれを求めるということは、制度上は困難です。

高校3年生の子どもでも18歳となりますとその時点で制度上は成人となり、その時点で、利用する施設は、児童のほうから成人となり、生活介護というかたちになったりとか、利用方法が変わってきますので、そのへんの制度上だけのご理解を頂いておくほうがすっきりするかと思います。

**【副委員長】**

今のお話について、僕から一つだけご要望ですが、18歳まで利用していただく施設になるというお話ですので、今回はその筋道の部分ですよね、その18歳は療育センターからの卒業だというお話ではなくて、療育センターから卒業した先には、新たな道が開けるような行政的なバックアップというものを、療育センターを立ち上げるときに、同時に立ち上げていただくと、こういうご質問がなくて、僕が知る限り、多分よそでも殆どそういう試みがなされていないと思うのですよ、年齢で必ず切られる、僕らの書類も一日越えると突っ返されてくるということがいくらでもありますので、それは、一般的にはね、どこかで線を引かなくてはならないし、引かれても特に大きくお困りにならない場合はいいですが、いまお話の対象になられているお子さんたちは、皆さんハンディキャップをお持ちなので、そこで法律で切っちゃうというのは、多分一番冷たく感じられると思うのですよ、ですから法律は法律であるのですけれども、松阪市は法律以外の部分も面倒見ていきたいと思いますというようなことを考えて頂けると今のご質問のお答えになるように気がいたしますけれども、いかがでしょう。

あとこれも宿題ということで、要望になりますけれども、今日の議事録が残るはずなので、

要望事項として提出させていただくように考えたいと思います。それでよろしいでしょうか。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【副委員長】**

他にご質問あれば、

**【委員】**

私は、自分の娘が障がいがあり、もう子どもではありませんが、療育センターに通っていたので、経験とこれまでの活動の中でのことで言わせていただくのですが、ここで言っていることかどうかわからないのですが、障がい児の相談支援はとてもいいと思うのですが、やはりこれは専門家の方々の相談ということが多いと思うのですが、親の立場の経験者とか先輩とかそういう人たちにも入って頂くような、そんな人たちとか、今療育センターとかに通ってみえる小さな子どもさんたちのお母さん、保護者の方たちの話し合いとか、そういうこともされていくと、専門家の方だけの視点ではない話、相談ができて、親としても成長できる部分があるのではないかと思います。

親子関係の確立が本当に大事だと思いますので、子ども達の療育と親の成長とが両輪になってほしいなと思いますので、ここで言わせていただいているのかどうかわかりませんが、議事録に残るといいますので宜しくをお願いします。

**【副委員長】**

一応、ご要望ということで、お答えは求めませんのでよろしいですか。

**【委員】** 《頷いて、了承する》

**【委員】**

保育園等の訪問支援なのですが、重度の障がいを持つ子どもがありましたのですが、重度の肢体不自由、自分の身辺自立ができていないような子どもたちも保育園の方で受け入れてもらえるのかどうか、これから、そういうことになっていくのかどうか。

それから、もう一つ、育ちサポート室の方が、教育や福祉関係の方とも連携をとってと言われたのですが、重度の肢体不自由児になりますと、医療が大変重要なことなので、そのへんの連携もちゃんとしてほしいと思います。

今度できる療育センターでも、もちろん医療との連携もしっかりとっていただきたいと思います。

**【副委員長】**

今のご質問に対しては、僕がお答えをせざるを得ないのですかね、がっかりしないで聞いていただけるとありがたいのですが、今、重度の方、いわゆるダブルハンディキャップがあるという呼び方をする方もみえますが、実は三重県自体は在宅で、ハンディキャップはダブルでも、

自力である程度いろんなことができて、医療の範囲が少ない方と、それから人工呼吸器とか吸痰のかかせない方とか、程度がさまざまなので、その程度によってお答えが変わってくるのですけれども、保育園でというとなかなか難しい可能性がある、単純に申し上げると。例えば、看護師さんが常駐されていない保育園でというとな、僕が主治医だとしても、「んーっ」というふうに答えざるを得ないですね。これはお母さんも同じお気持ちだと多分思います。ただ、このくらいの子ならというの、僕らの感覚ではありますが、線引きが難しいです。その線引きが、全てをお願いするという事に多分してしまわなくては、線が引けないですね、今の時点では、子ども未来課の方がみえるので、来週の月曜日以降子ども園の話が始まってきますけれども、僕はその委員もしていますので、そこでその話は、僕の責任でお聞きしてきまして、お返事をさせていただこうと思います。そこだと保育園の園長さんとかみえますので、内輪とか、個人的な意見がお聞きできると思いますので、それは僕の宿題ということとさせていただきますか。あずかってくれるかどうかということに関しては、お子さんによってはあずかっていたでもいい方もあると思うし、無理な方もあるような気がするというのが、僕の見解ということによろしいでしょうか。

#### 【委員】

ありがとうございます。いろいろ、どこにいても、ちょっとでも考えて頂ければと思い、わたくしの子が、保育所を希望したときに、なんでというとな身辺自立ができていない、そうしますとお世話、介護なさる先生が腰を痛めたり、いろんな状態から無理ですねって、もう30年くらい前ですけども、そういわれて断られた。それでショックを受けた。

療育センターのお母さん方というのは、初めてのお子さんを持たれたり、第2子目の子であったり、若くってこれから子育てという場面ですよ、そのときに、いろんなところに行って、どうしてこの子だけとこれが認められないのという、すごくナーバスになる時期なのです。そうですから、そういう人たちも温かく受け入れてもらえるとう本当にありがたいのです。

#### 【副委員長】

こういうことですが、行政側の委員さんどうですか。

次回の宿題ということにしますか。それでは、事務局どうですか。

#### 【事務局】

今回の新療育施設の構想の中では、当然基本的には、障がいのある子どもたちということが基本です。重度であっても、軽度であっても、これはもう変わりはなく、手帳のあるなしに関わらず、気になる子どもたちというのが大前提であることは変わらない。ですので、後ほど2つ目の項目で、重度障害の方の対応を含めた考え方に基づく提案をさせていただきたいと考えておりますが、今度の療育施設の整備にあっては、重度の肢体不自由の子どもたちでも、気軽に使っていただけるようなステージを用意させていただきたいなど、ただ、教育のほうの幼稚園、それから子ども未来課の保育園に関しては、現状の課題等の中にあるかもしれませんので、後ほどの宿題とさせていただきたいと思っております。幼稚園に関するについては、〇〇委員さんそれによろしいでしょうか。

**【委員】**

特に重度であるとか、あるいは併せ持つ部分での幼稚園でできる部分、公教育の部分での限界というものがありますし、先生もおっしゃって頂いたように、看護を必要とするようなきちんとしたスタッフが揃えられている、今徳和小学校に配置をして、そういう対応をとっているところでございます。

松阪市の場合は、就学を支援する就学支援委員会のなかで、いろいろご議論をいただき必要であれば、アシスタント等そういった配置をしているところでございます。ただ、幼稚園の場合、施設面で十分でない部分もありますので、検討の中でのひとつだと思っております。

先ほど、三雲南でございますが、3名と申し上げましたが4名でございます、8月5日で4名という報告を今受けましたので、改めて訂正させていただきます。

**【委員】**

今、〇〇委員が療育施設は18歳未満で一応途切れるということで、そのあとは、相談支援員さんに相談したり、療育施設が18歳まで使えるのであれば、そのあと、あとに引き次ぐというものの療育施設の重要な役割だと思うので、そういう引継ぎのところも、きちんと頂くというのが、親だけでは困ってしまうこともあるので、お願いします。要望です。

**【委員】**

保育園等訪問事業は、松阪の提案では、幼稚園及び保育園に通園していると決めているのですが、確か小学校とか場合によっては特別支援学校とか各事業所さんとかこどもが集団生活を営んでいるところだと、訪問はできるはずだと厚労省は言っていた覚えがあるのですが、提案でこのように決めている理由を、このことをベースとして考えてくださいということなのか、そういうのを教えていただきたいのと、あと、先ほどの話から医療が必要な子であるとか、うちの子も小学部の5年生にいますけれども、持病の加減で、学校で感染症が流行っているときなんかは、ちょっとした風邪をもらって、重症化する場合、登校せずに1ヶ月程度休むということがあり、集団生活に出ている場でなく家にいるときに、訪問をしてもらうことができる療育とか、未満児とか、気管切開をして呼吸器に繋がっているお子さんとかですと、外に出るよりかお家に来てもらって、ちょっとした療育やリハビリとかというのを受けられるという解釈がもし、できるのであれば、そういうのも広がるのかなって思うのですが、そういったことを考えていけるのかということをお願いしたい。

**【副委員長】**

行政側の委員、交代で宜しく申し上げます。

**【委員】**

行政ではありませんが、一応基本的には、放課後デイとなっておりますが、これは全部の子どもを含むということですので、18歳未満のお子さんは全部含みます。ですから支援学級にも行きますし、支援学校へも要望があればいきます。ただ、保護者の方の要望がなければ動きません。基本的には、要望があつて、サービスのアセスメントをとって、サービス利用計画の案をつくって、それで合同会議を行って、それからお母さんに納得していただいて、サインを

頂いて始まるということになります。ですから、そういったやり方は決められておりますので、ただ、松阪市がそうではなくって、もっとソフトに広げていってやるというのであれば別ですが、そうするとどこまでやるのという話になります。どこかで多分線を引かないといけないので、そうすると、その辺で線を引くことになるのかなというような感じがしています。

それと、もう一つは重度の方の訪問の件ですが、それも、療育センターの支援事業の中には基本的にはありません。ですから、訪問リハですとか、今いろんな企業ですとか事業所がそういった機能をもっているところが沢山出てきました。ただ、南の方にはその数は、少ないと聞いておりますので、そういったところが沢山できるのかどうかということにもよるのかと思います。

**【副委員長】**

今のお答えでよろしいでしょうか。

**【委員】**

ありがとうございました。そのようなことでしたら、提案3をしていただいた行政さんは、特に他意はなく、18歳まで訪問を軸にここは考えてもいいということですね。

**【副委員長】**

他に、

**【委員】**

放課後デイサービス事業についてももう少し教えてください。先ほどの説明では、放課後を過ごすニーズは一定のニーズがあって、それを受け入れる施設が十分ではないからこのセンターにその役割を位置づけるということのようですけれども、放課後というのは、学校の放課時間という理解でよろしいのでしょうか、学校が終わってから、夜までの間に過ごす児童のサービスをするという。そうなるこの施設へ通所されることになると思いますが、話が具体的に申す訳ないのですが、市内は広いので、ここに通われるこどもは限定されるので、この施設を利用する子どもは公立の施設であるにもかかわらず限定されると思いますが。地域で過ごすということから考えるとちょっと違うなど、そこらへんはどのようにお考えなのか聞かせてください。

**【副委員長】**

行政側の委員はどうですか。

**【事務局】**

この件に関して放課後等デイサービスについては、先ほど〇〇委員が言われたとおり、学校の終了時間以降、具体的には2、3時間程度だとみております。実は「等」とついておりますので、なんだろうと考えましたら、休業日なんですね。学校の休業日も入るんだと。連休とかという話になってくるかと思います。児童福祉法の放課後デイで考えるとなかなか数字が合わないように思えるのですが、障害者総合支援法のなかでは、日中一時支援とか、そういう制度

もあります。それとの兼ね合いでいきますと若干広がっていくのかなというふうに思います。ただし、制度が二つに跨ってきますので、ちょっと理解しにくいかもわかりませんが、サービスを利用する側からすると選択肢があるという言い方ができるのかなと思います。

ただ、具体的に、公立の今度建てようとする新療育施設の位置づけから考えると、全市的には難しいのかな、限定されるのかなという意見を頂いております。このことに対してどうお考えかということですので、即答がしづらい部分がございますので、次回までの宿題ということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

**【副委員長】**

〇〇委員、それでよろしいでしょうか。

**【委員】**

今、現状の放課後等デイサービスについてなのですが、今、ちょうど夏休みなので、この時期も使っております。時間的には、だいたい4時間から5時間、夏休みは6時間程度となっているのですが、その中で大阪地区の中でお付き合いさせて頂いております放課後デイサービス事業所なのですが、送迎があるのですね、送迎があるところは、やはり学校がはじまってからも、送迎サービスで迎えに来てもらって利用できてということで、保護者の方が仕事をするとか、安心して生活を営むための利用ができるのですが、なかなか送迎ができないところもありまして、そこで使えない現状があります。そこで、放課後デイサービスを使えない場合は、日中一時支援として、他の大人の施設でそういうサービスをしているところで、そこは事業所によって送迎をやっている、やっていないという違いがありますが、そこで利用できたり、他に一番助けて頂きたいのは、学童さんとか地域で生活ということで、地域の学童さんとかあるのですが、障がいの幅によってなかなか受け入れが難しい、安全にみるできないということで、できれば専門機関にということで、今行っています。ただ、やはり放課後等デイサービスと日中一時支援の内容というのは、あずかりなのか、療育なのかという部分で、保護者の方たちは、やはりしっかりとあずかってもらって自分の子どもたちが生活するにあたっていろいろ療育をしてもらいたいという保護者さんと、生活するためになんとかあずかってもらいたいという保護者さんがあるのが現状です。

いかんせんまだまだ事業所は少ないので、地域でみるというよりは特定の場所でみるというのが現状なのかなと思います。

**【副委員長】**

他に

**【委員】**

先ほどの〇〇委員と同じような話になると思いますが、市のほうがこの放課後デイのサービスでどれくらいの子どもをみる予定にしているのかという話になります。基本的によくみれても10名です。利用定数の何割というふうになりますので、基本的にたくさんの子どもがみれるのかどうか。みれるスペースがあるのかどうか。肢体不自由の子どもと発達の子どもをどうやってみていくのか、先ほど、軽度のお子さんから 発達の子どもの気になるお子さんからというお



話がありましたけれども、そういうお子さんはちょっと支援を入れてやって、他の施設でもみられないことはないわけですよね。療育でしかみられないお子さんというのがやっぱり療育のメインとなっていくと思います。基本的には。どの子もみまますよっていう話になってくると、やはり枠がありますのでどうしてもはじき出されてきます。そのために併行して民間で、老人も含めた施設の中で、日中一時ですとか、放課後デイをやって頂く施設を市の多少の援助は必要になると思いますが、育てていくというふうな観点をもって、そういう施設を育てて頂ければいいのかなという感じがしました。

といいますのは、小学校で206人いる、小学校で68人いる、そういう話がでましたけれども、全部は療育では受けられないわけですね、だからそういうのを含めて全体的なことを考える必要があると思いますが、ここでは療育センターの話ですから、1日に受けることができる放課後デイは大体10名程度です。療育センターの児童発達支援で通所してくれる子どもを合わせて、大体30名位だと思いますので、それで大体3割位が放課後デイとなり10名位になってくると思います。それで職員の配置は、あとで話が出ると思いますが、そういったことはどのように考えていかれるのかなというのが、一つの問題と、それから、放課後等デイにかかわって皆様、随分気にしてらっしゃるようですけれども、本当の軸になるのは療育センターですので、発達支援センター事業が主体となってきますよね。ですから、このへんをどのようにしていくのがもっと話がでてくるといいのかなと思います。それから保育所等訪問は、あくまでも厚労省が出してきている言葉ですので、あくまでもそれは言葉として理解していただく、全部18歳未満はいけますよということですから、それは間違いなく提示されておりますので、そういった考え方を持っていただけますと、いいのかなと思いました。

私が、お伺いしたいのは、さっき申し上げましたように、放課後デイの人数をどのように考えてみえるのか、療育センターの枠はどんな位の枠で考えていただいているのか、それから、さっき送迎を考えていただけという話でしたが、今送迎は当たり前です。送迎のないような施設をこれから作ろうというのは多分逆行になります。また、ここは公立でやられるのか、民間でやられるのか、そこもまだはっきり見えてきませんので、私は社協ですので、鈴鹿の療育センターは社協がやっておりますが、例えば、名張ですと民間がやっておられるのですよね、どれみという療育センターは、今度20人に幅を広げましたが、職員の数も相当多いですし、ここが考えてみえるよりは、専門家の数も相当多いです。そのへんのことも後に話をしていこうと思うのですが、相当なお覚悟がないと、建物と中の人材は揃わないという風にお考えになられたほうが、本当にそれだけのことができるのか、していくという腹があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

#### 【副委員長】

そのお話はあとから出ますので、そのときに聞くということで、他に。

#### 【委員】

すみません。そういうことではないのです。児童の発達支援センターというのをつくろうとしますと、それだけで枠が要るのです、人が要るのです。そういうセンターと言う名前をつけるということは、児童発達支援事業ではないので、センターという名前をつけるだけで、人員が必要となってきますのでそこらへんはどうなのかということ事務局からもう一度お伺いしたい。

【副委員長】

事務局どうですか

【事務局】

〇〇委員からご指摘のあった覚悟はどうかという話だと思います。まず、児童発達支援センターとするんだという位置づけを今提案させて頂き、議論いただいているということは理解いただいているものと思っています。ですので、このセンターを実現するためには、当然事業なり、人員配置の問題は当然、あとの項でいくのではないかと考えております。

ただ、私どもの事務局側から出して100%それであるということは、毛頭考えておりません。ですからこの検討委員会の中で議論いただいてその集約したものを答申として出していただくということが、あくまでも目的だというふうに位置づけています。

児童発達支援センターは、松阪市における唯一の専門機関であるということの認識を深めていかない限りは、このセンターはなかなか実現しにくいだらうと考えております。当然、不足している部分の放課後デイとかの問題についても、やはりそれはどうこの施設が役割を担っていくかということは、その事業展開のなかで考えるべきであらうと考えております。かなり大きな問題であらうと考えております。

それから直営なのか委託なのか、民間でやるのかという話ですが、一応私どもでは直営という考え方を大前提としております。いやいや、これは民間の方がいいんだという検討委員会の総意であれば、そのように答申をしていただくとありがたいなと考えております。

以上です。

【副委員長】

今の説明でよろしかったですか。

【委員】

児童センターが松阪市にありますが、そこの連携はどのように考えているのですか。

【副委員長】

こども未来課さんどうですか。

【事務局】

児童センターとの連携はどうかということですが、今少しこども未来課の職員に聞きましたが、ちょっと整理をさせていただきたいと、申し訳ございません。

【副委員長】

回答は次回ということで、他に

【委員】

確認をさせてください。私は耳が聞こえないのです。生まれたあとお父さん、お母さん、他の

人から声を聞いて自然に覚えますよね、私の場合は、目で見て覚えながら、両親も聾なので、生まれた時から自然に両親の手話を見て育ってきました。もし両親が健常の場合だったら、手話ができないし、言語の確認の方法についても難しいです。言語を学習するために津市にありますが聾学校へ通いました。そこで覚えました。三重県の場合は、聾学校が県内に1ヶ所だけしかないのです。だから遠いところから通うのは本当に無理なのです。通いたくても通えない子もいました。わざわざお家を引越して、津に住んでいる方もみえましたね。乳幼児教室の場合は1週間に1回しか通えません。療育センターの場合でしたら、まず、手話を覚え、こどもを育てることとなると思います。また、保育園、幼稚園では、聞こえない子どもさんと聞こえる子どもさんを繋げるためには、手話ができる人たちが必要となると思います。このことも併せて考えていただけないでしょうか。

#### 【副委員長】

手話若しくは聾の方に対する療育センターとして配慮のことですが。

#### 【事務局】

このあとの事業メニュー、人員配置のところ、若干ふれていくのかなと思っていたのですが、聴覚に障がいのある子どもたちにも利用できる施設でないといけないというのは当然のことと考えております。そういう意味では、言語聴覚士であったり、専門の資格を持っている方を配置して、かつ、叶うのであれば少し手話ができるような相談支援員さんを配置ができれば、いろんな形ができるのかなと思うのですが、ただ全てを療育センター、療育施設が担うということは、かなり難しいということも思っています。幸いにも、こんなことを言っては失礼かとも思いますが、津市に聾学校があり、聴覚障害者支援センターもあります。そこへ繋いでいくということをしななければいけないのかなというふうに思っています。ただ、できるだけことは新療育施設のほうでも取り組むべきというふうに考えております。これは事業を積み重ねていく中での取り組みの重層性を持たせていかないとなかなか難しいのではないかと認識しているところです。

#### 【副委員長】

今の回答は行政の回答としてはいいのですが、僕からの要望なのですが、実は今、三重県では、所謂子どもセンターという構想ができておまして、ご存知だと思うのですが、三重病院というのが大里にありまして、そこに草の実とあすなろと三重病院と、そこに実は聴覚センターができるのですよね、そこへ、あるいは、県のほうへ松阪市からこういう要望があったというお話をしただいて、もう少し、通り一遍のお答えでない、お答えになるようにしていただけるとありがたいですが、せっかくこういう会でお集まりになって、こんなご意見を聞かせていただける機会はめったにないと思いますので、療育センターの整備検討ということからは少しずれると思うのですが、どこかに載せていただいております、市長の見てもらえるようにしていただけると僕はありがたいなと思います。

他にご質問は。

#### 【委員】

市民意見聴取会の項目でよろしいでしょうか。

**【副委員長】**

それは、あとで、休憩を挟んだ後でお願いします。

**【委員】**

このメンバーの事務局の中には、保健部門はいらっしゃいませんね、保健センターとか、保健師とか、いらっしゃいますか。

ではお伺いしたいのですが、一歳半とか3歳児健診でチェックされる子がでできますよね、そういう子を療育センターへ繋いでくるというのが基本的には、私は一番いいと思っているのですが、流れとしては基本的には、言葉が遅いから保育園に入ったら言葉がでますよ、幼稚園に入ったらもっと話せるようになりますよ、みんなと動けるとルールも分かっただけというふうには、全部出してしまうのですよね、私は全部出していくのはどうかと思っているわけです。その子に合ったようにちゃんと振り分けられているのかどうかを知りたいのとそれを受けるだけの療育に人材があとで出ますけれどもほしいと思っているのですが、それだけの分けられるようなシステムがきちんと保健部門と組めるのかどうかというのをお伺いしたいのですが。

**【副委員長】**

健康センターからお答えをお願いします

**【事務局】**

ありがとうございます、一歳半と三歳半の健診のほうでは、短い時間ですので全てはわかりませんので継続して関わらせてもらうということ、まず第一にしております。それで、お母さんのほうのご事情と致しまして、なかなか遊びに行く場所がないとか、お友達がおみえにならないとおっしゃる方もみえますので、そういった方には子育て支援センターに行ったことがありますとか、働きたいという意思をお持ちの方でしたら当然、保育園入園も選択肢の一つになってきますし、ただ、在宅で園に入らずにいたいというお母さんもみえますので、そういった方ですと一応、子育て支援センターに行かれるか、それとも、健康センターでこあら教室という教室を持っておりまして、1ヶ月に1回ですけれども、1歳半健診からあがってくるお子さんと3歳半の健診からあがってくるお子さんとを分けて、大きい子クラスと小さい子クラスというようにおこなっております。そこである程度の期間を見せて頂く中で、発達検査を臨床心理士の先生に半年に1回ほど持たせて頂きまして、もちろんご両親の同意の上でそれを受けて頂いて、保健分野でやっている教室では、少し物足りないかなとか、療育が必要かなと言うようなお子さんに対しては療育を勧たりとか、あるいは専門機関の受診のほうがその子の能力を高めるのにいいと判断できる場合などは、紹介をしたりとかそういうような対応をさせて頂いております。

**【副委員長】**

他にご意見は、司会のイレギュラーでもう少し早く終わっていきなくてはならない事項1が延長したことをお詫び申し上げて、今から10分ほど休憩を取らせていただいて、3時10分から再開させていただきます。

<休 憩>

**【副委員長】**

会議の続きをはじめさせていただきたいと思います。次は、検討事項の2番、新療育施設の事業、人員配置について事務局の方から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、検討課題2を宜しくお願ひしたいと思います。先ほどの議論をしていただきました役割、位置づけを基に次のように提案をさせていただきます。

《以降、資料：検討課題2 療育施設の事業メニュー・人員配置 に沿って説明》

I. 事業メニューについて

[1]事業メニュー

[2]事業内容

1. 児童福祉法に規定する事業

(1) 福祉型児童発達支援センター事業

(2) 放課後等デイサービス事業

2. 松阪市独自事業

(1) 保育園等訪問支援事業

(2) 障害児相談支援事業

(3) 障害児地域デイサービス事業（旧サマースクール事業）

II. 人員配置について

[1]国の基準

[2]新療育施設の人員配置

その他の資料

市民意見聴取会の意見

児童福祉法（抜粋）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

松阪市障がい児療育施設 辞任配置についての提案（施設管理・総務系事務を除く）

**【副委員長】**

今の事務局の説明に対して、ご質問、ご要望があればどうぞ。

**【委員】**

肢体で大変重度になってきますと食べることも問題になることが多いのです。そんな中で摂食指導の先生が必要かなと思います。要望としてあげていただくことができますか。

**【副委員長】**

行政側の委員どうですか。

**【事務局】**

現在、療育センターでは摂食指導というのを取り入れています。当然これは、職員として置くのか、常勤化、あるいは契約で来て頂くのか、というスタイルが考えられますが、最低限は現状のとおり、来て頂いているわけですから、当然事業の中で来ていただくということは考えておりますが、この中にあげていないのは、今の療育センターの状態を引き継いでいくという考え方をしております。

**【副委員長】**

他に

**【委員】**

今のを引き継いでいただくということだと、今の摂食指導ですけれども、今はどういう形で行っているのですか。

**【副委員長】**

療育センターの方にお答えして頂くのがいいのかな。

**【事務局】**

現状は、草の実のS Tさんから職員が指導を受けて、摂食指導をさせていただいていますのと、報償費の方で来て頂いて、時々来ていただくというなかたちで、言語聴覚士さんから主に指導を頂いている状況です。

**【委員】**

聞いてもよく、分からなかったので、言いたいことを言わせていただきます。先ほど八田さんが言われたように、うちの子は大人になってから摂食指導を受け始めたのですけれども、もっと早いうちにきっちり受けておけば良かったというのを今、痛感しています。なので、療育センターのときに時々来て頂いて、職員さんが指導していただいているのではなくって、しっかり療育センターの中で、指導をしていただけるような体制をとって頂けないかと思います。例えば、栄養士さん調理員さんは外部委託ということになっていますけれども、これは、外部委託ということは、お弁当か何かをとるということですか。

**【事務局】**

その点につきましては、この次の検討委員会の中で、設備という分野に入ります。設備の分野についての説明に入ってくる部分ですが、若干ですけれども、事務局のほうで提案できる内容としては、給食設備をセンターに設けるよう考えています。要するに外部から弁当を取り寄せるのではなくて、センター自身が調理できるような状態にもっていけないかというふうに考えています。但し、これには職員を配置するのではなくて、今ご提案させていただきましたどこかの事業所さんをお願いをして外部委託という形で全委託をして、子供たちの食事を安定的に提供してもらおうという形を考えているというところです。

**【委員】**

外部委託をしていただくにしても、摂食指導とかで食事形態であったりとか子どもたちの成長に合わせた食事、それから食事のことだけでなく、舌の動きとかで、言葉がどんなふうに出るかとかでも違ってくると思いますし、そのことによって脳への刺激が違ってくると思うので、専門家の方をたくさん、摂食指導もそうですけれど、もっと他にも訓練で〇〇委員が動作法の訓練をなさっていますけれども、松阪でも動作法を受けているメンバーもいるのですが、動作法だけがいいと言い切れないかもしれませんけれども、あと、音楽療法であったりとか、感覚統合であるとか、いろんな訓練が受けられるような、もっと専門的な職員さんを沢山配置していただけないかと思っていますが、どうでしょうか。

**【副委員長】**

行政側の委員、これに対してご返答は、どうでしょうか

**【事務局】**

まず、ここに提案させていただいたのは、あくまでも最低限です。ただ、訓練の内容、メニューというのは、ここへ全部挙げるといことはしていません。あくまでもこれだけの人数は、最低は必要ですよ。やろうと思えばこれだけは必要ですよという考えを、今提示しただけです。ですので、例えば、今委員が言われるような内容であれば、例えば、機能訓練担当職員を理学療法士の中にそのような技能を持っている方を配置するようにしてほしいということでご理解をいただけるのか、それとも言語聴覚士と摂食訓練の兼ね合いができるようなスタッフを1人非常勤でもいいから置いて欲しいのか、常勤で置けという話なのか、いろんな形のご意見を頂きたいなど、ただ、実現するか否かは、これからの話しですので、まずはこういうふうに思っております。

**【副委員長】**

〇〇委員、よろしいでしょうか。

**【委員】**

具体的なところというと、私もどうも。

**【副委員長】**

結局、今のお話は、今までは、そこまで、多分、やってこれてなかったというお話につきるんですよ。僕も一通り目を通したのですが、まだ、厚生労働省から出ているこういう事業に対して、どこまでという専門的な人員配置を要求されてはいない。これを行政の人に計画段階で求めることは、かなり無理な相談ということになって、そのためにこの検討会があって、ここでご要望を出して頂いて、但し、要望ですので、いろんな部分で、皆様大人ということで、ご理解はしていただけていると思いますが、全てが通るといお話ではないというふうに、多少は大人の理解ということを含めて、ただ、最大限のご要望は、僕が副委員長なので、乗せたいと思っています。ですから、ご意見として伺えば議事録に必ず載りますので、こういう話があった、最後にこの話が抜けているとか言っていたら、また、考えたらいいと思うのですが、そんな話でよろしいでし

ようか。

**【委員】**

はい、ありがとうございます。

**【副委員長】**

他に

**【委員】**

何度もすみません。要望ばかりで申し訳ないのですが、囑託医が小児科と児童発達障害関係医ということになっているのですが、肢体の不自由の子どもは、整形の先生が随分必要なのですよ、それと歯科、歯医者さんが知的障害、肢体不自由の子は口が開けにくかったり、どこへかかっていいのかわからないようなことがあり、健診だけでもいいのでそこらへんを入れていただけるとありがたいです。

**【副委員長】**

整形のことですので、〇〇先生お願いできますか。

**【委員】**

療育センターへ前は3回だったのですが、今は年2回、医師として行かせていただいておりますけれども、肢体不自由の子どもさんを、余りたいしたことはできませんけれども、こういったところに小児整形の医者がいるということは非常に大事なことだと思います。

それから歯科のことはよくわかりませんが、今、アドバイザーで出ていますけれども、歯科医師会で行っているハートネットと言うのがあって、そこはよくやってみえるので、そこへも声をかけてですね、健診という形のことなら、治療はなかなかそこではできないと思うので、それも含めた対応をお願いするとかいうことは可能だと思うのです。

それで、自分の意見としては、この最初のところにあった障がい児に対する専門機関と書いてあるのですが、障がい児の種類であるとか程度ですねというものをどのへんにおくかとか、先ほど話があったような重度の重複障害の方まで入れるのか、まず、そここのところをどの程度にするかを決めないと人員が決まってこないということになると思います。

最初は肢体不自由児を専門に療育センターというのは始まったというふうに聞いているのですが、だんだんと知的障害の方とか、今、発達障害の方が沢山いますから、そういう方がみえていますので、そういう方に特化していくのか、盲、聾の方ですよね、目の不自由な盲の方、耳の不自由な方も含めていくのかとまず決めないと、人員が定まらないと思います。

それから、よく療育といわれておられますが、よく使われている言葉として障がい児保育のような形で使われている場合が多く出ていますね、本当は療育というのは、肢体不自由児のための療育から言葉が出ていますけれども、語源がどうこうということではないのですけれども、そういうところからすると、全ての療育、肢体不自由児を含めたそういうところをみていくということをまず、先行しなくてはいけないと言うふうに思います。

それと、聴覚障害の方、もしみていくとすると、今、うちが三重病院のところに、まだ、細か



なところまで決まっていなくて、中身を聞かれると困るんですが、実際に三重病院の傍にいくように断固として言ってきたのですが、それは、重複障害のある方々が、三重病院には小児科の先生がたくさんみえて、救急医療もやっていますから充実している。その傍でやるということが安心して、ということは救急搬送のことも含めて、重度心身の先生にも来て頂いていろいろ話をしていますけれども、そういう対応があると重度化している肢体不自由施設の中では、今まで診れなかったようなお子さんも診ることができるというような可能性がありますので、そういうこともあり三重病院の傍にいくということも考えていて、そういう意味では、今ここで、こういうことを言っているのかわかりませんが、折角松阪市でつくるということであれば、松阪市に市民病院があり、今の療育センターも市民病院の近くにできたというふうに聞いていますけれども、理想を言えば、市民病院の敷地内か、本当に近隣のところに造って、そういう救急医療とかも含めてものが可能であれば、それがあらゆる障害の方をみることができると、目の方も、耳の方も、病弱の方もみることができるといえることになると思います。

根本的に変えるなら本当はそういうところから話をスタートしないと、市長さんがどのようにおっしゃるか分かりませんが、当然障害のある方全てを担えるようなもし、壮大な計画があるのであれば、折角市民病院があるのでそこに、近隣に建てるとか、というのは、三重病院にいくのはやっと可能になりましたけれども、全国の肢体不自由児施設の長が集まったときに、ある先生が講演なんですけれども小児病院の傍に肢体不自由児の施設はあるべきだと、小児病院の高度な医療機能というものを利用していないと、肢体不自由児施設は医師不足とか、いろんなことの兼ね合いの中でできないということも、お話があってそこまで言うと壮大なので言うのを迷ったのですが、重度の重複障害の方の話ができましたので、もう一つ、言語聴覚士の方については、摂食のこともありますし、いろんな仕事があるのですが、摂食はもちろんですが、言語、聴覚のこと、いろんな指導ができるということで、今書いてありますように最低限の人数であることは、理解しておりますけれども、PT、OT、それからSTに関しては、複数人いないと、相談をしたりとか、技術の向上であるとか、研修にでるとかいろいろを含めて、少なくとも医療職の専門の方は複数ですよね、医者でも、1人いるだけではだめなので、相談をするとかいうことを含めて、理想を言えば複数の方がみえるというのが、多ければ多いほど越したことはないのですが、そういうかたちかなと思います。

#### 【副委員長】

ありがとうございました。今のお話でよろしいでしょうかね、行政の方の今のお話を聴いていただいて、少しまた、考え方も、ご要望も伝わったと思いますし、いわゆる専門にしてみえる先生のお気持ちも多分伝わったと思いますので、ご配慮いただける部分だけでも結構ですから配慮をしていただくように宜しく願いしたいと、他に。

#### 【委員】

数字を見せて頂いて、職員の数とかいろいろなところでご案内があります。松阪は人口17万人ですよね。今この人数をあげていただいておりますが、名張市ですと人口8万人位です。保育士が何名いるかという、5名おります。OTが2名おりますし、PTもいます。言語聴覚士（ST）もおります。これは全部常勤です。常勤の訳はあとでご案内いたしますけれども、桑名市は14万人なんですけれども、子ども30人と限定して療育で子どもを預かっております。母子通

園でなくて子どもさんだけを預かっています。保育所形態ですのでちょっと役柄が違いますが、ここでも基本的には職員は複数おります。専門職、PT、OT、STは複数おります。ただ、心理士は、どこのところでも大体1名ですが、全部常勤です。

私どもの鈴鹿は、人口は20万ですが、保育士は15名います。常勤、非常勤を含めて15名います。PT、OTは1人ずつですが、STは2名です。今度の予算の関係で、STをあと2名増員する予定をしております。これも常勤になります。なんでSTさん言語聴覚士さんが4名なのかというと、センターに変わっていくときに、利用されるお子さんの大多数が発達の気になる子、情緒障害ですとか、自閉症ですとか、各幼稚園とか保育園に行ってるんですけども、療育センターにも通いたいという子がでてくると思います。そうするとその数が、私どもで200人子どもがいますけれども、肢体不自由児の数は放課後等デイを含めても30名程度です。170人は発達の気になるお子さん、歩いているお子さんです。お母さん方が何を希望されるかといいますと、言葉の問題です。殆どが言葉の問題です。今、言語聴覚士が1人で90名もっています。90名もっていますと、現実として2ヶ月に1回か、1ヶ月に1回という子もいますが、少ない子は3ヶ月に1回の子もいて、それ以上の子どもをもつことはできません。親のほうからの要望を上げて、多分今回の来年度の予算で、あと2人の言語聴覚士で、1人の常勤の4人体制をとる予定をしているのです。

ここが大事になってくるのですが、発達の気になる子、軽い子どうするのということとなると、言葉の問題が絶対出てきます。そうすると専門の言語聴覚士さんが必要となってきます。その方たちは、摂食のアドバイスもしてくれます。それなりの勉強もしてきておりますし、それを前提にさせていただくということが大事になりますけれども、そういった人員が必要になってきますので、今、言語聴覚士が、週3回非常勤と書いていただいているのが、これはあまりにも周りを知らなさすぎるかなと、言い方が悪いですがそういう感じです。おおぞら児童園でも保育士さん6人いらっしゃいますし、言語聴覚士さんは常勤です。OTさんは非常勤というかたちをとってみえます。

私は今、三重県の療育センターのとりまとめをさせていただいておりますので、そういった情報が刻々と入ってきます。やっぱり困るのは言語聴覚士さんとどこも言ってみえますので、やはりそのへんは、もう一度考えを変えていただいて、肢体不自由児から全てのお子さんに言語聴覚士は必要なんだよと、というお考えをお持ちいただけるといいかなというふうに思いました。もっと他の療育センターの情報を集めて頂いて、対比して頂きますとどのへんが必要なのかとか、人口的にはどうなのかということが、出てくるかと思えますけれども、今申し上げたのは大体の路線です。四日市市は、別格ともうしあげますか、組織がちょっと違いますので、市がやっておりますけれども、組織体が大きいですから、人口も40万人ほどあります。そのほかのところは殆ど同じで、ただ、津もここと同じで、もうじき建設を考えていらっしゃるようですので、そのへんでは人員を今いろいろ模索をしてみえると思いますので、そんな話もちょっと聴いてもらって参考にしていただけるといいなと思います。以上です。

#### 【副委員長】

これは事務局への宿題でいいんですか。

#### 【委員】

そうですね。

**【副委員長】**

よろしく申し上げます。他に、ご意見等あればご要望も含めて、これは多少そういう知識がないと多少発言がしにくい内容になっちゃいますね。法律の説明をしてもらわなくてはいけないのと、実は最初のところで出たのですけれども、ニーズの問題が正確に把握されていない部分があって、どこまで必要かという話が具体化されないのが、本当はそこもみていただくほうがいいのですが、さしあたって始めたけれど、全然足りないというお話にならないような気がしますが、これを医師の立場からお答えしておきます。宜しくお願いします。他によろしいですね。

**【委員】**

先ほど少し申し上げました市民意見聴取会の中で、保護者、兄弟姉妹の支援も必要、相談の場がほしいというのがあるのですけれども、あれもこれもと言っても、人員の問題もありますので難しいのは解っておりますので、こういう意見もあるという程度でお聞きいただければと思います。この支援の中で、相談という支援の中で、私は障がい者本人だけの問題ではなくて、父兄に対するいろんな問題、例えば、28名の雇用をしていますが、障がい者の父兄といえますか親御さんといえますでしょうか、いろんな問題が起こったときにどうしてもご理解をいただけないというか、話が合わないという問題があるわけですね。

率直に申し上げてそういった問題がある。今の若い人たちは、採用してから企業の中で教育をなささいということで、するのですけれども、障がい者を採用したときに、全部が全部ではないのですが、何か問題が起こったときに、親御さんのご理解がいただけないという問題があります。

この療育施設に通っている間、3年とか5年とかの通っているなかで、親御さんとお話をする機会があった中で、この親御さんは特別な考えをお持ちだなということにある程度気づくと思うのです。気づかれたときにサポートとかそういう意味合いで、考え方の道理というか、ある程度そういった意識付けをしていただくと、子どもさんが就職したときに受け入れた企業での問題が少ないのではないかとそういう風な思いが私は致します。私はよく言うのですけれども、障がい者の問題で、雇用の問題についてお話いただく機会がありますよと言うのですが、障がい者であっても、健常者であっても、その方のキャラクター、性格とか常識であるとかで成功するかどうかは決まってくると思うのですね。障がい者の場合は、ハンデが大きいものですから、そのへんに極端に問題があるとどうしても結果的に定着率が悪くなる、短くなってしまいうということに繋がるのじゃないかとそう思いますので、そのところがうまくイメージが持てないのですけれども、長く児童をみていたら、長く父兄の方も接する機会もありますので、その過程のなかで、何らかのサポートという名の保護者への指導というところがおこがましいですが、そのようなところの問題も担って頂くわけにはいかないかなと、これはあくまでの企業のほうからの意見でございます。

**【副委員長】**

例えば教育委員会などではそんな話はありませんか。例えば、講演会等ですね

### 【委員】

啓発なり、保護者への支援なり、あるいは、いくつかの学校教育の中でご理解とかというのは、研修会等ですね、保護者の方とも計画を立てていただいている学校もございます。また、職員の研修をとおした部分もあり、保護者と学校の思いを丁寧に繋いでいく、そういったあたりを地道にやっていくという状況にあります。

### 【副委員長】

支援学校の方とかあるいは、そのような試みをされてみえるとか、いわゆるお母さんとともに、障がいのあるお子さんと生きていくというような目的の講演会など、そういったことを言われてみえると思うのですけれども、そういうことに関して回答はありますか。

### 【委員】

講演会、勉強会とかたちは、学校もそうですし、PTAが主催となって将来に対する勉強会というのを学校の会員さんに限ってということになりますが、随時、進路ミーティングも学校のほうで行ってますし、それらは学校ではやってるのですけれども、私が療育センターに在籍しているときは、それよりもどっちかという、目の前のことに精一杯でして、将来よりは今、この子がどうなっていくって、どういう経過をたどって、親も必死になっているようなことがあって、確かに、放課後デイとかで将来に向けて繋いでいけるという意味での理想論としていいのかなというふうに思うのですけれども、そこはどちらかという、今度出来ます特別支援学校の中で、松阪、多気の圏域に一つ出来る学校ですので、学校に限らず地域の方にも開放して、社会自立を目指す学校ですのでその中で担っていったらいいのかなというふうには思うのですが、なかなか療育センターでは、難しいのではと、率直に申し上げて思うのです。

### 【委員】

今、支援学校のことをできましたので申し上げますが、支援学校の先生も熱心に本当に良くやって頂いていると思います。私どもも年に1回か2回訪問いただいて、現場の見学であるとか、ちょっとお時間をいただいて訪問する機会があり、学校にもお呼びいただいてある学校でもやらせていただくのですが、私は障がい者の問題の話をするときは、建前論でなくて、受け入れる企業としては、率直に本音を言わないといけない、でないし長続きしないし、建前だけでは障がい者の側は理解をいただくかもわかりませんが、受け入れてくれている大多数の健常者の理解が得られないという問題がありますので、そういう姿勢でやっているのですが、率直に申し上げました、そうしましたら終わりましたら、支援学校の先生が、私のほうへ寄ってきてくれまして、よく言ってくれましたと、はっきり言っていたかないと保護者の方もわかっていただけない部分があるのですというふうなお言葉も、過去にいただいたことがあります。ですから特別支援学校の先生もそのへんでジレンマを感じているということだとしますと、そういう仕事をどこで、特別支援学校、あるいは療育施設に障がい児がみえる間に親御さんにどういうふうにいっていかと言いう問題も、小さくはないと思いますので、今そうした意見を申し上げさせていただいているわけです。以上です。

### 【副委員長】

議事録への記録をよろしく申し上げます。他にご意見は、

**【委員】**

今、障がいの受容の話ですよね、結局どうやって支援を入れていくかという。私は今、委員の話を聴いていますと、もっとちゃんと勤められるようにきちんと支援をしろよとそういうことですよね。

**【委員】**

いや、私は、障がい者のその方の、しつけどか、常識であるとか、日常生活も大事なんですけれども、今申し上げましたのは、父兄ですね、障がい者が勤めていて何か問題があったときに、こういう問題があります、こうですよと親御さんに申し上げたときにご理解をいただけないというか、これはレアではあるのですけれども、やはり、特に知的の方は松阪で12人ほど採用しておりますが、こういう場ですので、誤解を恐れずに申しあげれば、親御さんも障がいをややお持ちかなと思われる方がありますと、問題が起こったときになかなかご理解をいただけないという例が何例かあったものですから、そのことを念頭において、お話をさせていただいていたのですけれど。

**【委員】**

P T Aを何年かしておりますと、いろんな保護者さんがみえるのですけれども、その中で、学校だけでなく、行政だけでなく、親も子どもの将来に関して、親だけではつぶれていきますので、みんなで一緒に、皆さんのご協力をいただきながらやっていく中で、なんとか啓発もかねて自分たちも等々やってるのですけれども、いろんなところで、いろんな方がみえますので、いろんな活動を通して、子ども達が将来、地域でその子なりに自立といいますか、なんとか有意義に過ごせますように皆さんの協力を仰ぎながら、活動をやりたいと思っています。玉城わかばもそうですし、今度、新しくできる学校でも継続して、活動をやっていけるように、また、新しくできる学校の委員もしていますので、委員会のほうでも、きちんと私発言させていただいていこうと思いますので、是非、松阪の皆様方も企業の方もご協力をいただきましたら、ありがたいとおもいますので、持ち帰らせて頂きまして、きちんとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【委員】**

最初のときに親も交えて、相談をとってお話をさせていただいたのが、そこにも関係してくる部分だと思います。私は、〇〇でずっと10年ほど、就学とか進学について話し合いませんかというのを年に2、3回ずつやっていて、育ちサポート室の先生とか専門家の先生とかも入って頂きながら、先輩の親と今現在悩んでいるお母さんや、保護者の方との話し合いをしていく中で、学校選びや悩みについて話し合うのですけれども、その中でやっぱりどこを選ぶのかという問題だけではなく、何かあっても、思ったようにならなくても、後になったらあれでよかったんだと思えるようになってほしいなというようなそういう話をしているのですけれども、結構そこで、親としていろいろ話し合うことで、参加された方が、少しずつ成長されたり、何回か参加されることで、あの時良かったのでまた参加したいということで参加されたりしています。そういう経

験をとおして、親も一緒になって、今悩んで見える方と話し合いを続け、回数を重ねていくことで、人としての成長がしていけるのではないかと感じていけるので、療育センターにおいても、そういうことも含めて一緒にやらせてもらえたらと思って言ったのですが、委員が言ってみえることもそういうことがプラスアルファになるのではと思います。ただ、もう一つ言ってみえる親御さんの障がいを感じられるということについては、私たちだけでは対応仕切れない部分もあるのは確かだと思いますが、それも含めて、大多数の方は、そういったことのなかで少しずつ変化もされていくと思うので、そういったことを地道に続けていくことが大事なんじゃないかと思えます。

#### 【副委員長】

要は施設が立ち上がった後の職員の方たちのインフラ整備ということですよ、そんな仕事もあるよということをご意見が出たということで、承っていただくのが一番いいのかなと思います。よろしいでしょうか。

他にご意見はありますか。

それでは、協議事項2を終わります。4番目のその他の事項で、まず、第2回新療育施設を考える集い、市民意見聴取会でこれは、10月27日に予定されているものに対して事務局でいいのですか。では、説明をお願いします。

#### 【事務局】

《事項書4のその他事項に沿って、(1)～(4)まで説明》

- (1) 第2回新療育施設を考える集い（市民意見聴取会）について
- (2) パブリックコメント及び地域中間説明会について
- (3) 就学前・就学期児童保護者との意見交換会について
- (4) 次回検討委員会の日程について

#### 【副委員長】

今、その他の事項について、事務局より説明がありました。皆さん、何か追加発言ございませんか。ありませんか。

それでは、予定時間を40分ほど、上回りましたが、皆さんお忙しいときに最後までお付き合いいただきまして、ありがとうございました。本日の第2回の会議はこれで終了させていただきます。ご苦勞様です。皆さんありがとうございました。